

# 社会福祉法人こどもの森福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人こどもの森福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

## 第2条（定義）

この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## 第3条（役員の報酬）

- 1 理事長に対して、1月につき30,000円を支給する。
- 2 理事長を除く役員が理事会に出席した場合は、出席1回につき報酬として、1,500円を支給する。ただし法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者は支給しない。
- 3 役員が本会の用務のため旅行するときは、旅費を支給する。
- 4 前項の規定により支給する旅費については、賃金規則28条を準用する。

## 第4条（監事の報酬等）

本会の監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合の報酬は、日額3,000円とする。

## 第5条（評議員の報酬等）

評議員が評議員会に出席した場合は、出席1回につき報酬として、1,500円を支給する。

## 第6条（報酬の支給日）

- 1 理事長の報酬等は翌月10日に支払うものとする。
- 2 理事長を除く役員及び評議員の報酬等は当日、または翌月内に支払うものとする。

## 第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## 附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

改定 令和7年9月1日より施行